本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

・組織犯罪処罰法改正案の趣旨説明を29日の本会議の議事日程とすることについて

〇委員長(山本順三君)

ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

自民党の委員の方に遅刻をした方がいらっしゃいますが、これは非常にゆゆしき問題でありますから、しっ

かりと反省していただきたいと思います。

本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関す る件を議題といたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する 法律等の一部を改正する法律案の趣旨説明を29日の 本会議において聴取することについてお諮りいたしま す。

本件につき御意見のある方は御発言願います。



〇吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。

私は、会派を代表いたしまして、来る29日、組織犯罪処罰法改正案の審議入りに賛成の立場から意見表明 を行います。

ただ、その前に一言申し上げたいと思います。



あってもおかしくはないということでございます。

開会してすぐに山本議院運営委員長から御発言がござ いましたとおり、今日は9時30分から議院運営委員会 理事会、9 時 40 分から議院運営委員会が開かれ、10 時から定刻どおり本会議が開会をされて、本会議自体 は散会をしております。

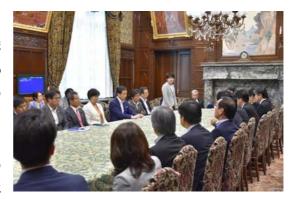
ただ、しかしながら、これはいつものことでございますが、 議院運営委員会の理事会並びに議院運営委員会がそ れぞれ休憩のままということは、いつ何どきまた招集が

なお、今回はこのような件が諮られるという状況でございますので、いつ招集があってもおかしくはない、12 時 10 分で再開をしたいという発言は自民党の筆頭理事からございました。それをもって私どもは待機、若し くは急なことでありましたので差し替えを出して、12時10分までに野党の理事並びに委員は全員着席をして おりましたところ、与党の、特に自民党の議員が何人か届かず、12 時 16 分に、私の時計によりますと、再開

をされる、こういうことになってしまいました。

もしこれが、与党と野党の立場が、例えば我が会派 と自民党会派が逆であれば、流れていても、私ども が席を立っていてもおかしくはない状況であると思っ ております。

ですので、数は確かに最大会派であり過半数を持っている自民党会派でございますが、議会の運営上に



おいても、緩み、たるみ、おごりが出ていると言っても差し支えはないのではないかと思います。 もちろん、新人の議員の先生方にとってみれば訳の分からない急な招集だったかも分かりませんが、それぐ

らい今は緊迫した状況にあるということを踏まえていただきたいと思います。

その上で意見を申し上げたいと思います。

まず、私どもは、致し方なく審議入りに賛成をするという立場でございます。これから幾つかの理由を申し上げたいと思います。

最初に、衆議院の法務委員会で強行採決、採決が強行されて、その上で本会議に諮られて参議院に送付をされてきたということでございます。私ども参議院の宿命としては、衆議院から送られて、受け取った時点から数えて60日以内に結論を出さなければいけないという側面もございます。



また、国民のほとんどが理解をされていないようないわゆる共謀罪法案に関して、開かれた国会の場で総理出席の下、様々な懸案事項も含めて議論をしていくことで解決をしていかなければならない問題も多数あると思います。

ですので、最初に申し上げたいことは、衆議院の法務委員会で参考人質疑を除けばたった30時間、30

時間をもって動議が出され、採決が強行され、その上で本会議で諮られました。私どもの衆議院の会派は、本会議に出席の上、堂々と反対討論をして、記名採決、記名投票を求め、反対票を投じてこちらに送られてきました。それを受けて、私どもも反対の立場でしっかり議論を挑んでいこうと思っています。

法案の内容にもたくさんの問題があります。

共謀罪法案は、犯罪集団の組織性と実行準備行為を新たに構成要件とはしています。ただ、ある組織が一変して犯罪集団になったり、犯罪の計画に基づいて準備を進めているかは、日常的な監視がなければ分か

るということは難しい、そういう側面があります。実際にこの法律案が通ってしまうならば、これを適用するとするならば、警察、そういった機関が通信を傍受したり、捜査対象の組織にスパイ等を送り込んだりしなければ摘発することは不可能であると言わざるを得ません。

衆議院の審議の中でも、そもそもテロリズムの定義自体明文化もされていないし、このやり取りも繰り返されました。また、組織的犯罪集団に一変したという場合の要件も明確な答弁はありませんでした。例えば、衆議院の審議で、総理は、犯罪集団への一変をオウム真理教を引き合いに説明されていますが、宗教団体から犯罪集団に一変した根拠は全く質疑の中で示されていません。



う書簡が日本国政府に5月18日に送られてきました。

これらの問題をしっかりとただし、廃案に追い込んでいく覚悟で、私どもは、開かれた国会の場で審議に応じていこうと思っています。

そんな中、プライバシーの権利特別報告者から 政府に対して意見表明がありました。プライバシ 一を過度に侵害し、国民の権利を、憲法で定めら れた内心の自由を侵害するものではないかとい

それに対する政府の反論は、例えば5月22日午前の官房長官の会見によれば、これは独立した個人の資格で人権状況の調査、報告を行う立場であって、国連の立場を反映するものではない。つまり、国連の立場を反映するものではないと官房長官は会見の中でおっしゃっていますけれども、5月18日にプライバシーの権利特別報告者に対する日本政府見解での反論においては、7項目のところで、我が国としては貴特別報告者が国連の立場からこのような懸念を表明することは差し控えていただきたかった。

個人の立場と一方では言い、日本政府としてジュネーブに送った書簡では、国連の立場からこういうことを 言われるのは遺憾である。ダブルスタンダードであります。

ですので、法案の内容そのもの、それから今、日本の政府が、日本国が、国際的にどういう立場で見られているのか。衆議院法務委員会で動議が出され、質疑が打ち切られたその日、5 月 19 日の衆議院法務委員会では、法務大臣の答弁で、立法事実はこれまで TOC 条約とテロ対策とおっしゃっていましたが、最後の質疑で、立法事実からテロ対策が消えました。

条約が唯一の立法事実であって、それは国連にも関するものです。その国連の特別報告者から懸念が示されている中、この法案はしっかり審議した上で廃案にすべきです。

開かれた国会の場で総理の出席を得て、様々な不安を解消し、国民の世論を喚起した上で、反対の立場である、しかしながら、審議入りには致し方なく賛成という立場で私の意見表明とさせていただきます。